

指定後の提出書類(37条)

以下の実施状況報告書等のご提出後、県が審査の上「**認定書**」を発行します。
税制の特例を受けるには、確定申告の際にこの「**認定書**」が必要です。

1 **決算月の翌月 23 日** までに市町村へ提出する書類【認定書発行に必須】

① **実施状況報告書**

② **償却資産明細書 又は 固定資産台帳 の写し**

(これまでに認定を受けた全ての設備が記載されたもの)

※ これまでに認定を受けた設備を蛍光ペンで塗り、余白に報告書記載の設備No.を記載してください。

※ 圧縮記帳している場合は、圧縮前の取得額も記載してください。

※ 県HP(ホームページ)に掲載している様式を用いる場合は、誓約書の添付が必要です。

2 **事業年度終了後4か月以内に市町村へ提出する書類【認定書発行に必須】**

① **法人事業概況説明書 又は 事業報告書**

② **貸借対照表**

③ **損益計算書**

◇ **内陸市町村**(洋野町・久慈市・野田村・普代村・田野畑村・岩泉町・宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市以外)で事業を行っている事業者については、**令和3年3月31日までに取得した資産のみ**が特例措置の対象となります。

◇ 実施状況報告書等を提出しない場合、指定取消を公表することがありますので、ご注意ください。

◇ 報告書等の様式は、以下からダウンロードできます。
県HP>震災復興>なりわいの再生>産業再生特区による税制優遇について>様式及び記載例

◇ 地方税の減免について

指定書(認定書)を交付されただけでは、固定資産税、事業税及び不動産取得税が減免とはなりません。(減免申請の詳細については、固定資産税は各市町村の窓口へ、事業税及び不動産取得税は県振興局の県税窓口へ確認願います。)